

令和3年 No.46

○国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

関係規則の名称変更及び字句整理に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

関係規則の名称変更及び字句整理に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年8月30日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第26号

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程（平成25年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部改正について

改正理由：関係規則の名称変更及び字句整理に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
<p>[省略]</p> <p>(他の規程等との関係)</p> <p>第3条 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）、<u>国立大学法人東京学芸大学ハラスメントの防止等に関する規則（平成16年規則第13号）</u>及び<u>国立大学法人東京学芸大学職員苦情処理規則（平成17年規則第9号）</u>ほか、学内規程において個別にその対応が明確に規定されている事案については、当該学内規程の定めるところにより処理するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年8月30日から施行する。</u></p>		<p>[省略]</p> <p>(他の規程等との関係)</p> <p>第3条 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程、<u>国立大学法人東京学芸大学におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則及び東京学芸大学職員苦情処理規則</u>ほか、学内規程において個別にその対応が明確に規定されている事案については、当該学内規程の定めるところにより処理するものとする。</p>	